

1. 移管のスキーム

(1) 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律

都道府県が移管を希望し、その機能を維持できると厚生労働大臣が認めれば、移管することができる。
(平成25年度末まで)

(2) 移管条件

- ① 都道府県が譲渡を受けたポリテクセンター・ポリテクカレッジにおいて譲渡前に行われていた職業訓練の定員、科目等を維持する場合に、職員引受割合に応じて譲渡額を減額。
- ② ①の場合に譲渡を受けた年度を含む2年度間、職員引受割合に応じた高率補助を実施。

職員引受割合	①施設の譲渡額の時価からの減額割合	②運営費の補助 (譲渡を受けた年度を含む2年度間)
2分の1以上	10割(無償)	10割
3分の1以上～2分の1未満	8割	8割
3分の1未満	5割	5割

2. これまでの状況

(1) 廃止法提出前(平成21年4月～5月)に実施した調査では、ポリテクセンターで14道府県、ポリテクカレッジで1道府県が移管を希望。

(2) 道府県に対し、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの譲渡に関する意向確認を実施。

①H23アンケート調査(ポリテクセンター・ポリテクカレッジのある46道府県に実施(東京都のみなし。))

図1 ポリテクセンターの移管希望状況

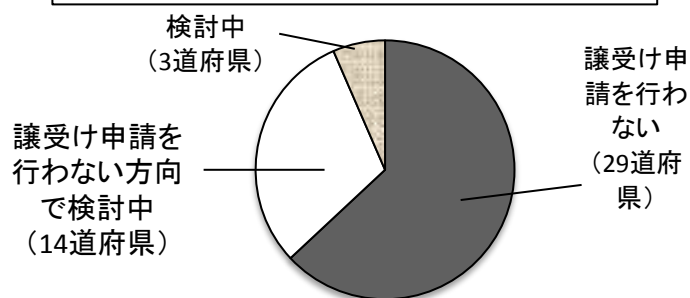
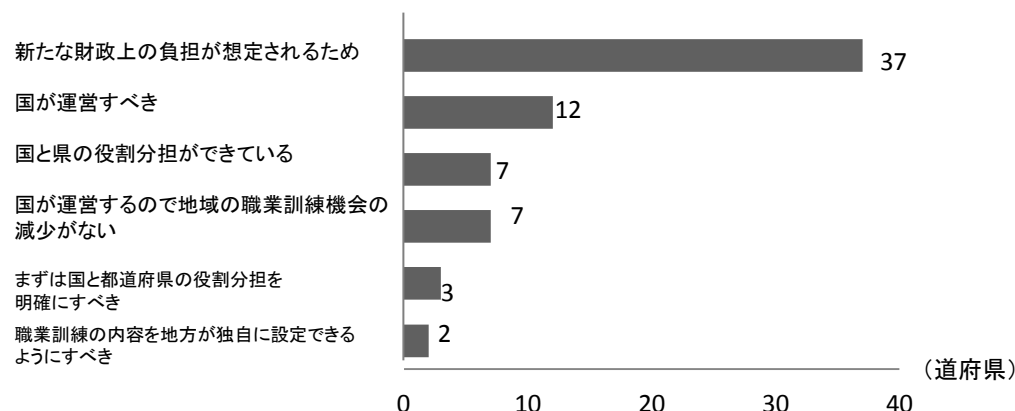


図2 移管を希望しない主な理由(複数回答)



②能開局幹部による訪問(H24. 10～11)

①のアンケート調査で移管を「検討中」と回答した3道府県に加え、ポリテクセンター等が複数ある道県を中心とする計13道府県に対して、ポリテクセンター・ポリテクカレッジの移管を積極的に検討するよう、職業能力開発局の幹部が訪問。➡ 移管希望無し

図3 ポリテクセンター移管を希望しない理由(複数回答)

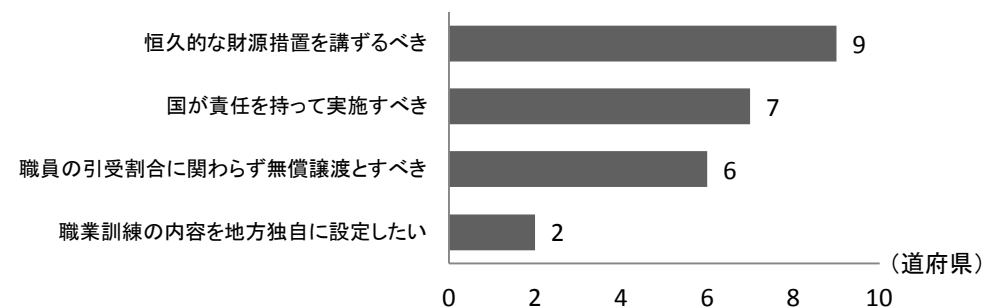
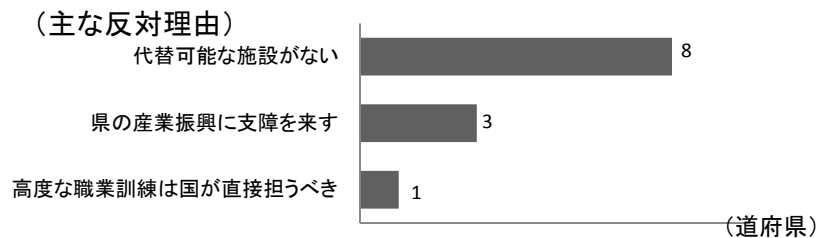


図4 譲受けしない場合は廃止してよいか

13道府県全てで廃止に反対。



3. 当面の対応

(1) 移管を促すため、移管条件の緩和を行う。

ポリテクセンター・ポリテクカレッジの「機能を維持」できると認められる具体的な基準を示している告示を改正し、移管条件を緩和。（25年4月メド）

（告示の改正内容案）

現：ポリテクセンター等で実施していた科目、内容、定員等は、特段の理由のない限り縮減できない



案：地域協議会（※）の了承を得ることを条件に、「特段の理由」がなくても縮減できるものとする。

（※）都道府県がポリテクセンター等の移管・運営に際して設置する、労使、機構職員等で構成される協議会。

4. 今後の対応

(1) 上記の告示改正を早急に行い、改正後、引き続き都道府県への移管の働きかけを行う。

(2) 移管期限である平成25年度末までに移管が実現しない場合の対応についてはさらに検討を行う。

（参考）総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の「勧告の方向性」について（平成25年1月21日）

第1 業務実施体制の見直し

2 地方施設の整理、統合

（略）厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。

②・③ （略）